

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 10月定例会 ——

平成18年10月27日（金）

開 催 日 時 平成18年10月27日（金） 午後2時00分～午後3時30分
開 催 場 所 市役所5階505会議室
出 席 委 員 堀内敏宏委員長
小池貞雄委員長職務代理者
伊藤文代委員
吉田昌子委員
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
大橋直子教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
中澤史充学務課長
有馬哲雄生涯学習推進課長
阿部裕生涯学習推進課長補佐
大沼卓郎体育課長
島林正美中央公民館長
蛭田廣一中央図書館長
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

それでは、ただいまから教育委員会の10月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○堀内委員長

はじめに、会議録署名委員の指名です。

本日の会議録署名委員は、吉田委員及び私、堀内でございます。

本日の、議題に入ります。

ここで一つ御報告がありますが、すでに委員の皆様を送付いたしました議案第21号から議案第24号までの4件につきましては、10月25日付で撤回の申し出がありましたので、これらの事案につきましては、議事日程から削除いたします。

(教育長報告事項)

○堀内委員長

それでははじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修について。小池委員長職務代理者から報告をお願いいたします。

○小池委員

それでは御報告をいたします。資料No.1でございますが、10月18日に東京都市町村連合会の管外視察研修に、私と石川教育庶務課長補佐の2人で参加いたしました。

午前中は、山梨県勝沼のマンズワイナリーの工場を見学いたしまして、午後は山梨県立美術館を見学いたしました。

山梨県立美術館の建物は非常に立派なものではございましたが、ミレーの美術館といわれている割には、割りと小さな作品が多くて、内容的にはいまいちと印象を受けました。

また、今回の視察研修は研修効果という点では、やや疑問が残る企画でありました。今年は日帰り研修なので、あまり遠くまでは行くことはできないという、制約があり非常に難しかったと思いますが、やはり、より効果が期待できるような研修を、研修推進委員会でよく検討したいと思っております。

以上で報告を終わります。

(教育長報告事項)

○堀内委員長

ありがとうございました。

それでは次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）平成17年度一般会計決算特別委員会の審査結果について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（１）平成17年度一般会計決算特別委員会の審査結果について、報告いたします。資料はございません。

一般会計決算特別委員会は、去る10月10日から同月12日まで、3日間開会され、教育費の決算審査につきましては、12日の午後に行われました。

12日の教育費の審査終了後、各会派の代表から総括質疑がございまして、一般行政につきましては市長が、教育行政につきましては私が答弁いたしました。

総括質疑の後、討論なしで採決が行われ、全会派一致をもって認定すべきものという採決結果でございました。

議決は、市議会12月定例会初日の本会議に行われる予定でございます。

教育費の審査内容につきましては、多岐にわたっておりますので、議会事務局において会議の要録ができ上がりましたら、その写しをごらんいただきたいと思います。と存じます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）平成１９年度予算編成方針についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（２）平成１９年度予算編成方針について、報告いたします。資料№.２をごらんください。

去る１０月１８日の庁議で、市長から平成１９年度予算編成方針が示されました。１０月２０日、各課の予算担当を対象に説明会が開催され、予算編成作業が始まりました。

我が国経済の現状、都の動向、地方財政事業につきましては資料に記載のとおりでございますが、これらを踏まえた、平成１９年度に向けた小平市の財政事情としましては、市財政の根幹を占める市税については、定率減税の廃止と税源移譲により増収となるものの、地方特例交付金の縮減等により、小平市にとっての収入増にはつながりません。また、市民税法人分も景気が回復しているとはいえ、変動要素が大きく、減額も考えられるところでございます。基本的な行政サービスを維持しながら収支のバランスをとるためには、平成１９年度も臨時財政対策債の借入と基金の取り崩しを行わなければならない状況にあり、小平市の財政はきわめて厳しい状態が続くと見込まれています。

このような厳しい財政状況の中で、市民の行政需要に応じていくために、平成１９年度の予算編成については、なお一層の長期的視点に立った的確な財政運営を心がけ、財源の確保を図り、行政サービス等の効率化及び質の向上に努める必要があるところです。

これらを踏まえまして、資料にありますとおり、６項目の予算編成方針が示されたものでございます。

詳細につきましては、昼間教育部長に説明させます。

○堀内委員長

昼間教育部長、お願いします。

○昼間教育部長

それでは、平成１９年度の予算の編成につきまして、説明申し上げます。

小平市の財政事情につきましては、ただいま、教育長より説明申し上げたとおりでございますが、引き続き平成１９年度予算編成に関し、「平成１９年度予算編成方針」の中で、特に必要と

されます6つの基本的な認識と方針、及び「平成19年度財政計画」について概要を説明申し上げます。

配付資料については、配付番号No.2でございますが、資料の裏面をお開きください。

1つ目の「事務事業の見直し」につきましては、すべての事業と実施体制について、聖域なく見直しを図るとともに、事業の各経費について、職員1人1人が経済原則とコスト意識を持ち、徹底したコスト縮減を図ること。

2つ目の「補助金の見直し」につきましては、市からの財政支援団体への補助金について、まず各団体の自主性・自立性の向上を図りつつ、整理合理化等の見直しを踏まえて、適正かつ効果的な交付を行うこと。

3つ目の「債務の減量化」につきましては、市の借り入れについては、極力、縮減し、将来の公債費の抑制に努めるとともに、市全体の債務の減量化を図ること。

4つ目の「財源の確保」につきましては、国や東京都の補助金の動向に注視しつつ、的確に把握し、積極的な財源の確保に努めること。さらに、市税や使用料等の各種の収入については、引き続き徴収に努力し、さらなる収入率のアップを図ること。

5つ目の「歳出の抑制」につきましては、費用対効果の観点から無駄の排除、省力化、効率化に徹し、最少費用で最大効果を上げること。また過去の決算状況を分析し、一定割合の縮減を図ること。

6つ目の「スクラップ・アンド・ビルド」につきましては、新規の事業の開始や事業のレベルアップを行う際は、あわせて既存の事業の見直しを徹底すること、としております。

次に、平成19年度の財政計画でございますが、まず現時点の概算数値ということで御理解いただければと思います。

まず、平成19年度の一般会計予算の規模は、482億9,800万円、対前年比で2.7%の減、13億6,200万円の減と想定しております。

最初に「歳入」でございます。「歳入」につきましては「平成19年度財政計画（歳入）」の表を参照願います。

「歳入」につきましては、大きく「一般財源」と「特定財源」に分けられますが、まず「一般財源」については、353億5,223万円、前年度比で1.8%の減、約6億5,998万円の減を見込んでおります。

主な内容といたしましては、市税につきましては、先ほど教育長より説明がございましたように、定率減税の廃止など税制改正の影響により、14億4,900万円の増収になるものの、地方譲与税は税源移譲により所得譲与税が減、さらに地方特例交付金については定率減税の廃止による市税の増収分に相当する分が大幅に減となったほか、旧東部市民センター用地売払い分の皆減、臨時財政対策債の減等でございます。

さらに、「特定財源」につきましては、129億4,576万円、前年度比では5.1%減、7億201万円の減でございます。

主な内容といたしましては、生活保護費の増などによる国庫支出金の増、選挙の実施に伴う委

託金の増のほか、用地取得のための起債がなくなったことによる市債の減等でございます。

次に、「歳出」でございます。歳出につきましては、「平成19年度財政計画（歳出）」を参照いたします。

歳出は、大きく「義務的経費」及び「任意的経費」に大別されますが、まず義務的経費については、250億4,600万円で、対前年度比で2.1%、約5億円の増でございます。

そのうち「人件費」については前年度とほぼ同額、「扶助費」は生活保護費等の増で約2.5%の増、「公債費」は5.5%の増でございます。

次に、任意的経費については、231億5,200万円で、対前年度比でマイナス7.5%、約18億7,329万円の減でございます。

そのうち、特に投資的経費については、備考欄にございますような前年度の各建設事業の終了に伴う減でございますけれども、当初では投資的経費は約16億円を計上しております。

さらに、特別会計への繰出金につきましては、各方面の動向に十分に留意し、それぞれ一定額を計上しているところでございます。

以上が、平成19年度の現時点の財政計画でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）安全パトロールの実施について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（3）安全パトロールの実施について、報告いたします。資料はございません。

昨年12月から今年度の1学期まで、教育委員会の職員による通学路の安全パトロールを実施してきたところですが、最近、市内の小・中学生が変質者に遭遇する事件が発生していることから、パトロールを再開することといたしました。

小平市では、学校と地域が連携し、子どもたちの安全を見守っていただく活動が根付き、大きな効果を上げておりますが、教育委員会といたしましても、子どもたちの安全確保のために、市民や保護者、子どもたちに安全を呼びかけながら実施するものでございます。

詳細につきましては、中澤学務課長から説明をさせます。

○堀内委員長

中澤学務課長、お願いします。

○中澤学務課長

それでは安全パトロール実施の詳細について、御説明申し上げます。

この安全パトロールは児童・生徒・保護者を始め、小平市民全体へ呼びかけるもので、教育委

員会全体の取組として実施を決めたところでございます。

実施時期でございますが、今月18日から12月20日まで週1回、児童・生徒の下校時間帯に不審者発生場所や通学路を巡回いたします。

実施体制につきましては、防災安全課の協力を得ながら、教育委員会7課の職員が、2人一組で市内19校を3地区に分けた地域を実施いたします。実施方法につきましては、スピーカー及び青色回転灯のついた車両で児童・生徒及び保護者や地域の住民に対して安全を呼びかけながら巡回をいたします。

なお、この安全パトロールの実施につきましては、校長・副校長合同会議に報告するとともに、教育委員会だよりに掲載する予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（4）小平市学校介助員検討委員会の進捗状況について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（4）小平市学校介助員検討委員会の進捗状況について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

肢体不自由の児童・生徒が小平市立小・中学校の通常の学級に就学する場合、学校において介助が必要な場合は保護者の方をお願いしているところですが、平成16年3月の市議会定例会において、請願「通常学級に在籍する肢体不自由児の豊かな発達保障について」が採択されたことにもとない、保護者の方の負担を軽減することを目的として、平成16年度より週に1回、介助員を配置する取組を始めました。

市長の公約を踏まえ、この学校介助員のあり方について検討を進めるため、平成18年2月に、「小平市学校介助員検討委員会」を設置しました。

検討委員会は、平成18年2月から4回開催いたしまして、検討委員会で出されたさまざまな意見を「保護者の視点」「学校の視点」「医療の視点」「行政の視点」から論点を整理し、お手元の資料のとおり「小平市学校介助員検討委員会報告書（原案）」という形でまとめ、引き続き検討を進めているところでございます。

詳細につきましては、大橋教育部理事から説明させます。

○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

○大橋教育部理事

小平市学校介助員検討委員会についてでございます。委員についてでございますが、肢体不自由児童・生徒を持つ保護者2名、それから一般市民2名、学識経験者1名、学校関係者3名の計8名で構成されております。そのうち保護者2名及び一般市民2名は、一般公募によって選出された方です。また、学識経験者は医者であり、学校関係者は養護学校及び市立小・中学校の校長です。

これまでの検討委員会において出された主な意見としましては、以下のようなものであります。

例えば通常の学級に通う場合に、養護学校と比較して級友との多くのふれあいや、地域での関わりが期待できる。現に通常の学級に在籍する以上、必要な介助を充実させるべきであるという意見や、通常の学級は、そもそも肢体不自由児童・生徒を受け入れる体制とはなっておらず、養護学校と比較して、その子どもの障害の程度にあったカリキュラムの提供や安全面の確保ができないといったものがございます。

これらの意見を踏まえて、資料のとおりまとめ、現在、引き続き検討を進めているところでございます。

なお、次回の検討委員会までに各委員からの意見をもとに、この原案に修正を加え、さらに検討委員会で検討した上、来年1月頃を目途に検討委員会の委員長より報告を受ける予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項（5）公共施設予約システムの導入についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（5）公共施設予約システムの導入について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

本件につきましては、体育施設や公民館をはじめとした施設の予約方法について、従来の予約方法に加えて、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話などからも、原則として24時間365日手続きを可能とする、公共施設予約システムを導入することについて、本年12月下旬の稼働を目途として準備を進めているところでございます。

なお、導入にあたりましては、規則改正等が必要となり、本日、御審議いただく予定でございましたが、なお調整を要することとなったため、議案を撤回し、11月定例会にて御審議いただく予定でございます。

本システム導入にあたっての主な目的は、施設を利用しようとする方々にとって、利便性を向

上するとともに、施設の有効活用を可能とすること、及び行政内部の事務効率の改善を図ることを基本としております。

本システムの導入対象といたしますのは、市民総合体育館、8カ所の体育施設、11館の公民館でございます。このほか、市長部局におきまして、東部市民センター等の3カ所の集会室につきましても、あわせて対象となる予定でございます。

詳細につきましては大沼体育課長から説明させます。

○堀内委員長

大沼体育課長、お願いします。

○大沼体育課長

はじめに、今回の教育委員会定例会議案の撤回及び教育長報告事項の資料変更につきまして、説明させていただきます。

公共施設予約システム導入に伴う必要な規則及び要綱の改正等につきましては、ただいま教育長より報告申し上げたとおり、当初、本委員会10月定例会で御審議いただく準備を進めてきたところでございますが、法令審査担当との調整の中で、今回の委員会への上程につきましては見合わせていただくこととしたものでございます。

なお、今回提案を見合わせました議案及び要綱につきましては、審査確定の上、11月定例会にて審議等をお願いするものでございます。

それでは、「公共施設予約システム導入について」の概要につきまして、説明申し上げます。

はじめに、1の、本システム導入に至る「経過」でございますが、昨今の情報化の進展によりまして、体育施設や公民館等の施設の予約について、従来の予約方法に加えてインターネットを活用した予約システムの要望が市議会も含め、多くなり、その必要性が高まっております。

ここで、「第三次長期総合計画・実施計画」でも、本システム実現のため事業採択がなされ必要な予算も確保されたことによりまして、今年度中の実施に向けて、関係各課により準備を進めているところでございます。

次に、2の「目的」でございますが、これは、言うまでもなく利用者の方々にとって、施設利用者の便宜性の向上や施設の有効活用を可能とするほかに、同時に行政内部に対して事務効率の改善が図られるものでございます。

さらに、3の「予約システムの対象施設」でございますが、市民総合体育館、市立グラウンド5施設、市立テニスコート3施設、中央公民館及び公民館分館あわせて11館、東部市民センター、喜平図書館、上宿図書館に設置してあります集会室3施設、合計23施設を予定してございます。

次に、4の「予約システム」の概要でございますが、従来は、直接、各施設の窓口や電話等で行っていた施設の空き状況等の照会、予約申し込みなどの手続につきまして、今までの方法に加えて、インターネットに接続されているパソコンや携帯電話などからも原則として24時間36

5日手続きが可能となっております。

なお、このシステムを使用して施設を予約できるのは、あらかじめ登録申請をいただいた利用団体であり、個人の方につきましては、施設の空き状況検索は可能でございますが、予約申し込みはできないところでございます。

次の、5の「市民へのPR」につきましては、(1)の小平市報によるPRといたしましては、各課共通の内容を3回に分けて、それぞれ記載内容のとおり日程と内容で記事を掲載するものでございます。次に、(2)のチラシ、ポスターにより周知につきまして、さらに、(3)小平市のホームページにより周知につきましては、本システムを導入いたします各担当課が責任をもって対応し、それぞれの方法で市民、利用者の方々へ周知を図ってまいりたいと存じます。

最後に6の「予約システム導入の時期」につきましては、平成18年12月下旬を予定させていただきます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして、教育長報告事項(6)寄附の受領についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項(6)寄附の受領について、報告いたします。資料No.5をごらんください。

〔I〕は、平櫛弘子様から、平櫛田中作「出入無事」ほか計39点、3,870万円相当を、小平市平櫛田中彫刻美術館展示用としての御寄附でございます。

〔II〕は、岩佐充紀様、及び岩佐道子様から、テーブル4台、いす11脚、計8万円相当を、小平市立学園東小学校校具としての御寄附でございます。

〔III〕は、小平市ダンススポーツ連盟様から、育英基金への指定寄付として、金7万円の御寄附でございます。

〔IV〕は、植野稔様から、移動式バックネット、6万9,090円相当を、小平第四中学校備品としての御寄附でございます。

それぞれ有効活用させていただきます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項(7)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（7）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。
前回の報告以降に決定したものは、資料No.6のとおりでございます。
詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、12件でございます。

はじめに、受付番号（52）でございます。事業名、第21回チャリティーコンサート 唱歌・童謡・愛唱歌をうたう集い。主催団体、楽しくうたう会。実施期日は平成18年11月26日。会場、小平市福祉会館5階ホールでございます。毎年、使用承認しております。

次に、受付番号（53）でございます。事業名、障がい者の日のつどい「こだいらぼかぼかひろば2006」。主催団体、障がい者の日のつどい実行委員会。実施期日、平成18年12月2日。会場は、都立小平養護学校でございます。こちらも毎年、使用承認しております。

次に、受付番号（54）。事業名、チャイルドライン東京キャンペーン。主催団体、特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター。実施期日、平成18年11月6日から12月5日。会場は、各チャイルドライン事務所12カ所でございます。毎年、使用承認しております。

次に、受付番号（55）。事業名、親子でいっしょに座禅会。主催団体、東京ロータリークラブ。実施期日、平成18年11月25日。会場は、泉蔵院でございます。毎年、使用承認しており、「親子いっしょに」のシリーズで、今回は座禅会でございます。

次に、受付番号（56）でございます。事業名、国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター主催公開シンポジウム。主催団体は、同センターです。実施期日、平成18年10月21日。会場は、東京学芸大学中央講義棟C402教室でございます。毎年、使用承認しております。

次に、受付番号（57）でございます。事業名、東京学芸大学ホームカミングデー講演会。主催団体、東京学芸大学へきよう会（全国同窓会）。実施期日、平成18年11月3日。会場は、東京学芸大学芸術館ホールでございます。今回、初の承認で、講演テーマは「最近の子どもをめぐる傾向と教育」というもので、入場無料でございます。

次に、受付番号（58）でございます。事業名、日本生物教育学会第82回全国大会。主催団体、日本生物教育学会。実施期日、平成19年1月6日から8日。会場、東京学芸大学でございます。内容は、生物境域に関する研究発表で、公開シンポジウムとしまして、テーマ「21世紀・日本の生物教育」等が開催されます。参加費は研究発表以外は無料でございます。

次に、受付番号（59）でございます。事業名、実践倫理講演会（武蔵野ブロック）。主催団

体、社団法人実施倫理宏正会。実施期日、平成18年11月19日。会場、ルネこだいら大ホールでございます。今回、初の承認で、テーマは「仕合せな生活の実現をめざして～かけがえのない家族～」というもので、体験発表が行われます。

次に、受付番号(60)でございます。事業名、第2回デュオ・コンサート～ヴァイオリンとフルートによる～。主催団体、アンサンブル バルカ。実施期日、平成19年2月17日。会場はルネこだいらレセプションホールでございます。毎年、使用承認しております。

次に、受付番号(61)でございます。事業名、小平市少年少女合唱団定期演奏会。主催団体、小平市少年少女合唱団。実施期日、平成18年12月26日。会場は、ルネこだいら中ホールでございます。こちらも毎年、使用承認しております。

次に、受付番号(62)でございます。事業名、家事家計講習会。主催団体、多摩友の会。実施期日、平成18年11月16日。会場、中央公民館学習室4でございます。今回、初の承認で、プログラムといたしまして「今日も元気で朝ご飯・やってみよう続けてみようー子どもが自分で出来ることー・家計簿をつけて不安解消」というものでございます。参加費は、資料代450円でございます。

終わりに、受付番号(63)でございます。事業名は、家事と家計の講習会。主催団体、武蔵野友の会 田無小平方面。実施期日、平成18年11月17日。会場、小平市東部市民センターでございます。今回、初の承認で、テーマといたしましては「親も子ども共に育つために」。参加費は資料代350円でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

続いては、教育長報告事項(8)事故報告I(9月分)についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

9月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.7のとおりでございます。詳細につきましては、大橋教育部理事より説明をさせます。

○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

○大橋教育部理事

9月分の事故報告でございます。

はじめに交通事故についてです。交通事故は小学校の管理外で1件ございました。

①小学校1年男子が、T字路を左折しようとしたところ右手より直進してきた自動車と接触転

倒し、あごを打撲、ひじやすねに擦り傷を負ったというものです。

次は一般事故についてです。管理内の一般事故は小学校で1件、中学校で6件ございました。また、管理外の事故が小学校で1件ございました。

小学校の登下校時の事故としましては、①小学校1年女子が登校中、石につまずき、両ひざ、右目下、前歯を打撲したものです。

②小学校2年女子が登校中、校舎内に入ろうとしたところ、後ろから来た友達に背中を押され、柱の角に歯をぶつけ、前歯を折ったものです。

休み時間・放課後等の事故としましては、③小学校6年男子が、休み時間、バスケットボールの最中に、ボールが指に当たり、左薬指を骨折したものです。現在は完治しています。

④小学校2年男子が下校の支度中に、友達の持っていたはさみで指を切り、出血したものです。

⑤小学校2年男子が給食準備中に、よそ見をして歩いていて、教室の入り口のドアにぶつかり、上唇を切ったものです。

授業の事故としましては、⑥小学校1年男子が図書室で他の児童にぶつかり、しりもちをつき本箱に後頭部をぶつけたものです。

行事等の事故としましては、⑦小学校6年女子が移動教室の最中に、レジャーシートを使って坂道を滑って遊んでいるときに、足がもつれ転倒し、右肩剥離骨折をしたものです。

管理外の事故としましては、⑧小学校3年女子が学童保育で外に出て遊んでいたところ、側溝に足を取られ、頭を側溝のふちに当てて出血し、5針縫ったものです。

次は中学校の事故です。

休み時間・放課後等の事故としましては、⑨中学校3年男子が休み時間中、体調不良から顔面蒼白になり、立ち上がれずうずくまり、救急車で病院に搬送されたというものです。診断の結果、異常なしということでした。原因はストレスと風邪とのことでした。

授業中の事故としましては、⑩中学校2年男子が体育の授業中、フラッグフットボールで転倒し、右肩若木骨折をしたというものです。現在は回復しています。

⑪これは⑨と似ているのですが、中学校3年男子が社会科の授業中、風邪とストレスから急に意識が薄れ、教室内で倒れたものです。救急車で病院に搬送されました。前日は風邪のため欠席していた生徒で、診断の結果、原因は疲労、ストレス、寝不足、食事をあまりとっていなかったとのことでした。

⑫中学校3年男子が体育の授業中、バスケットボールの試合の最中に友達と頭が接触し、頭痛を訴え、救急車で病院へ搬送されたというものです。特に異常はありませんでした。

クラブ・部活動中の事故としましては、⑬中学校2年男子が、野球の試合中に頭からスライディングをした際に、捕手の防具に頭が当たり、上前歯1本を折ったものです。

行事等の事故としましては、⑭修学旅行の初日の夜、宿舎内で水筒をバットの代わりにして野球をしていた生徒の水筒が、別の中学校3年男子生徒に当たり、当たった生徒の下前歯3本が抜けたり欠けたりしたというものです。この生徒は京都府立病院で治療を受けた後、3日目の修学旅行には参加することなく東京に戻り、東京の病院に行き、治療を受けたというものでございま

す。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、日程を変更いたしましたして、教育長報告事項（10）東京都委託事業『地域における「子どもの生活習慣確立プロジェクト」事業』の実施について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（10）東京都委託事業『地域における「子どもの生活習慣確立プロジェクト」事業』の実施について、報告いたします。資料No.9をごらんください。

本事業は、子どもの基本的な生活リズムの確立や社会性をはぐくむ取組の推進が喫緊の課題となっていることから、主として就学前の子どもを持つ保護者を対象に、学校をはじめ、多様な機関・団体等と連携のもと、多くの保護者が参加する機会を効果的に活用し、子どもの生活習慣の確立に向けた取組を展開するものです。

平成18年度の単年度事業で、委託地区数は小平市を含め都内で10地区程度とし、1地区当たりの委託費は300万円を上限としています。

小平市においては、次世代育成部、健康福祉部、学校及び教育委員会で、東京都教育の日や新入学児童保護者説明会等の機会を活用して、啓発のための講演会や食育に関する講座などを実施する予定になっております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題ですが、教育長報告事項（9）及び議案第25号から第26号までにつきましては、人事案件あるいは個人のプライバシーを含んだ内容でございます。後ほどお諮りいたしますが、これらにつきましては非公開で扱いたいと存じます。

したがいまして、教育長報告事項の（9）を除く、そのほかの報告事項につきまして、御質問、御意見等がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

○小池委員

まず、できるだけ簡単なものから。

事故報告のIでございますけれども、今回、中3の男の子が2人、同じような状態で救急車により運ばれたということが出ております。これは、やはり受験の問題が絡んでのことなのか、それとも、何か基本的な生活習慣が乱れていることによるものだというふうに思いますが、そこら

辺に対しての、もう少し突っ込んだ原因の究明と、それから、学校の方でも対応策を考えておられた方がいいのではなからうかというふうに思いましたので、ちょっと一言意見として申し上げます。

以上です。

○堀内委員長

何かコメントありますか。

○小池委員

もう一ついいですか。

介助員制度の検討委員会の報告書の原案が出ておりました。私は、これを一通り目を通させていただきまして、非常に委員の方のバランスよく、いろいろな立場の方たちがおられるので、内容的には非常によくまとめられているのではないかと思います。

それで、一つは、こういう報告書が出たときに、まずこの委員会から教育委員会の方に報告書が多分、出されると思うんですけども、その後、これをどこへもっていくのかなという点が一つであります。

それは、この中の最後のところに、いろいろな具体策が書いておりますけれども、教育委員会の中で、先生方に対して勉強してくださいとか、研修会に参加していただく、これは十分に対応できると思いますけれども、例えば介助員の配置日数の見直しとか、この辺はお金がどうしても絡む問題でございます。こういったところは、やはり我々も、もう少しつけてあげたいという気持ちは確かにあるんですけども、そこら辺の調整ができませんと、「はい結構です」というわけにはちょっとまいらないのではないかというふうに思いました。

それから、もう一つは、この中に、受け入れ体制、小・中学校の学校サイドの受け入れ体制に問題があるということが文書の中には書いてあるのですが、この具体策の提案の中には、その辺をどうされるのかなというこの提案がないような気がいたしまして、そこら辺に対して、もう少し突っ込んでいただければよろしいのではないかというふうに思いました。

以上です。

○堀内委員長

いかがでしょうか。

昼間教育部長、お願いします。

○昼間教育部長

今の件で、よろしいでしょうか。

介助員の教育委員会の報告書の記述の仕方というか、最後のところの具体策の提案というところでございますけれども、当然これが出される、報告される時期と、いわゆる平成19年度の子

算編成あるいは予算書が確定する時期が、若干、時間的にはずれるということになります。

ぎりぎりまで、これを検討する中で、当然、具体的な事業、施策はここにはちょっと入らない。方向性の記述はできるけれども、それは具体的にはここには記述はできないだろうということで、それを受けまして、なるべく反映できるように、ぎりぎりのところで、やはり今度は行政としての施策をそこに入れることになって、何とかその辺は整合を取りたいと思っております。

ほかの一般的な報告書も、その辺の整合についてかなり苦勞するところではございます。この報告書も同じような形で、いわゆる施策との連動性はなるべくとっていきたいと思っております。

私の方は以上でございます。

○大橋教育部理事

17ページの具体策の提案というところですが、これはまだ10月6日段階のもので、まだ、これから行間を埋めていくことをしていきます。1月に最終の報告書ということになっていきますので、それまでの間、まだ時間がございますので、今、検討している最中でございます。

○堀内委員長

そのほか、いかがでしょうか。吉田委員。

○吉田委員

今日は安全パトロールの実施について教育長から御報告がございました。この件は、私は、前の委員会のときにお尋ねしたと思いますが、やはり車で回るよりも市内一斉放送をやられた方がよろしいのではないかというお話をしましたところ、それは近隣住民からうるさいという苦情が出ているということで、もう少し検討が必要だというお話だったと思います。その後、それに対して検討していただけたのでしょうか。

それから、今月もまた18日ぐらいから始められたようですが、それまで中断していたわけですよ。変質者がふえたからやり始めたというふうにお伺いしたのですが、やはりこれはふえたから始めたというのでは遅すぎると思います。せっかく、このパトロールがとてもいい効果を上げていたわけですから、継続してやっていただけた方がよろしいのではないかなというふうに思いました。いかがでしょうか。

○中澤学務課長

同報無線のお尋ねの関係でございますけれども、これについては以前にも答弁させていただいたんですが、非常に苦情が多いということで、防災安全課の方へも、教育委員さんからこういう意見があったということでお伝えして、何とかならないものかということで、お願いをしたんですが、なかなか理解を得るのは難しいということで、引き続き、こちらとしてはお願いをしていきたいと考えております。

それから、2点目の安全パトロールの件でございますが、これは昨年の11月から12月にか

けまして、広島それから今市の事件を受けまして、子どもは12月から今年の7月まで教育委員会全体で安全パトロールを実施いたしました。

その間、3月までは毎日行っていたわけですが、職員の体制も年度末、年度始め大変忙しい時期でもありまして、4月は週3回、5月以降は週1回というふうに、だんだん回数を減らしていったわけです。その間、市内を回りまして子どもたちの反応、それから地域の方の反応等も、そういう意味では教育委員会の方で、非常によくやっていたという意見もございました。また、地域の方の青小対を中心とした、そういった組織も立ち上がりましたので、そういう意味では、ある程度、地域の中に浸透して、地域の方々を中心にそういった見守りについても啓発が進んだということで、一学期で終了した経過があります。

その後、8月・9月に不審者、特に下半身の露出の不審者が、ここで数回見られるようになりまして、そういうことも含めまして、それではということで、確かに遅いと言われるかもわかりませんが、そういった事件が発生しておりますので、それには速やかに対応していこうということで、当面2学期一杯ということで、これを始めたわけでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

伊藤委員。

○伊藤委員

かぶせるような形になりますが、やはり、結構ほかの自治体でもパトロールを全市的にするという動きがよく出てきております。私も実は、私ごとですが、ワンワンパトロールというのをしていますが、なかなか地域の住民、保護者、地域の者だけでは心丈夫ではない部分もありますので、こういうのはやはり吉田委員のおっしゃるように複層的にしてこそ効果が上がり、また、安心・安全も確立できると思いますので、ぜひ継続的にお願いしたいと思います。

実際、教育委員会のパトロールの車に出会ったこともあるんです。やはり安心な気持ちが私もいたします。

○屋間教育部長

ちょっと補足をさせていただきます。

今、複層的な対応ということで、いろんな効果的なものを効果的に組み合わせていきたいと思っております。

いわゆる、同報無線の件でございますけれども、もともと同報無線は、いわゆる広域で都市部でない農村とか海岸における津波とか、そういうところに効果があるということでございまして、都市部はなかなか効果が、浸透しにくいという欠点が、昔から言われているわけです。

例えば落雷とか津波とか、農作業するときの何か危険とか、そういうような広い空間のところ

で放送される分には非常に効果が大いのだそうです。特に津波などには大きいそうです。ただし、都市部ですと、みんな住宅が密閉されてしまっていて、なかなか聞きづらいということと、あとは住民の方がたくさんいらっしゃるの、うるさいという問題、苦情が多いというのは事実です。

さらに間隔を狭くすると、言葉が重なってしまっていて非常に難しく何を言っているのかわからなくなってしまうという、それで苦情が多いというような部分がございます。当初、防災であれを使っていたのですが、消防分団の方は、今は携帯で無線を使ってお互いに交信しているという状況でございます。この方法によって、都市部で100%広報するというのは、なかなか厳しい状況があると、まず一つあります。

それから、安全パトロールについては、いわゆる抑止力が非常にあるということですね。

今回、青色の回転灯をつけるということで、かなり、それによる効果があると。調布市ではパトロールカーが黒と白に塗り分けられた、一見するとパトロールカーに非常に似ているようなものを走らせているわけですね。いわゆる視覚的な抑止力というのは非常に効果があるのではないかと、防災安全課と今回連携して行うということで、教育委員会単独ではなく、防災安全課の方が運転をして、両方で回っていただけるということになりましたので、何かほかにより方法があれば、そういうものをうまく組み合わせてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

○小池委員

今、新聞紙上をにぎわせております、いじめの問題。小平では、こういういじめの報告というのは、あまり聞いていないのですが、現実問題として、本当はないのかどうかということ非常に心配しています。

それから、もう一つ。こういうものに対して、やはり、こういう大きな警告を発してくれているわけですから、これに対して、やはり学校、我々も、もう一度いじめの問題も含めて、いろいろな角度から検討してみたり、あるいは対策をどうするのかについて考えるべきだと思います。これは、絶対、ゼロということはありませんので、そこら辺を、もう少し、力を入れて検討し、対策する必要があるのではなかろうかというふうに思います。

いかがでしょうか。

○大橋教育部理事

いじめのことについては、5月に問題行動調査の報告ということでさせていただいたと思いますが、昨年1年間で、いじめは小・中学校で14件ということで報告を受けています。

しかし、その14件のうち12件は学校と本人・保護者との話し合いで一応解消したということでございます。継続中のものは2件ですが、2件のうち1件は他県に引っ越したということで、

現在は1件ということでございます。

それとは別に、今年の6月に、東京都全体で、ふれあい月間というのがございまして、この6月に調査した結果によりますと、小・中学校の方も、かなりよく見てくださってということで、小・中学校から31件のいじめの報告がありました。

しかし、その31件のうち、27件については解消ということで、残りは継続して指導中で小学校で2件、中学校で2件、合計4件ということです。

ですから、学校の体制なりがしっかりしていれば早期に解消するという事は、この状況からもわかるのではないかと考えているところでございます。

滝川市や福岡県の、いじめ自殺の問題を受けてということばかりでなく、10月の当初からの教育委員会の取組としまして、校長・副校長合同会議、教務主任会、生活指導主任会等々で、それぞれの職の方々に教職員の人権感覚の一層の醸成や、あるいは、いじめ非行の減少につながる心の教育や道徳教育の定着等々について指導しているということでございます。

現在、東京都や文部科学省から調査がきていますので、その調査をかけているというところがございます。

以上です。

○小池委員

どうもありがとうございました。

○堀内委員長

ありがとうございました。

それ以外どうでしょうか。伊藤委員。

○伊藤委員

東京都委託事業の、地域における子どもの生活習慣確立プロジェクト事業の実施についてですが、先に、もう実施しているモデル地区などから学力も向上したとか、子どもたちにいい状態の変化が見られたということも聞いておりますけれども、とてもいい事業だと思います。

この事業をした後の、子どもたちの変容ぶりとか、あるいは地域にも影響があると思うのですが、そういったことの報告などは、アクションプログラムの報告会などで一緒に行われるのでしょうか。

○有馬生涯学習推進課長

本事業の検証ということだと思いますけれども、すぐに効果が現れるという内容のものではないと思いますね。こういう事業は、なかなか、継続していった初めて効果が出てくるのではないかとふうに思っています。

ただ、単年度事業ということから、来年の3月までの事業になりますので、その後、私どもが

学校を含めて行った事業については一応、検証はしていきたい、次年度以降、市の施策として継続実施できるのかという、そこら辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

吉田委員。

○吉田委員

今の件につきましてですが、ちょっと細かいようで申し訳ないのですが、この予算のところ、学務課で25万円とありますが、内容は「未定」ということになっております。未定で25万円もの予算ということだと、どうするのかなと考えてしまいますが。詳しくお話いただけるようでしたら、説明いただきたいと思えます。

○中澤学務課長

当初、この予算枠は総枠が決まっております、その中で学務課としてどんなことができるだろうかということになりまして、検討しておりました。

「未定」は現在どういったものかというのが決まっております、就学前の保護者説明会、入学説明会の段階で、養護の先生が中心になりまして、要するに子どもたちの生活習慣が「乱れて」というと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そういったことに、特に注意をいただきたいということで、啓発のリーフレットを作成しまして、そこで保護者の方に配付をしまして、なおかつ、それについての説明をしていこうと。

ですから、入学前からそういった生活習慣を確立していただいて、入学に臨んでいただくと。よりよい学校生活を進めていただきたいということで、継続的にそういったことをやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

よろしゅうございましょうか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

特に御質疑、御意見等がなければ、教育長報告事項の（9）を除き、すべて終了いたします。

次に、教育長報告事項（9）並びに議案第25号及び第26号まででございますが、先ほど申

し上げましたとおり、個人のプライバシー等を含んだ内容です。

したがって、こちらにつきましては、非公開で審議いたしたいと存じます。

議決は挙手で行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

○堀内委員長

挙手全員です。賛成が3分の2以上でございますので、非公開と決定いたしました。

関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで休憩をとりたいと存じます。ただいま15時ちょうどでございます。したがって、15分間の休憩、15時15分まで休憩をいたします。

午後3時00分 休憩